

「不活化」および「医療機関など同水準の嚴重な三重包装」について

1 「不活化」について

不活化とは、微生物などの病原体を熱、紫外線、薬剤などで死滅させる（感染性を失わせる）ことです。新型コロナウイルス感染症のセルフPCR検査のために、唾液などの検体を郵便物などとして差し出す場合は、必ず不活化する必要があります。

下の画像のとおり検体採取用の容器に不活化液が入っているものが一般的です。



検査のために、唾液などの検体を入れる容器です。不活化液が入った容器に、採取した検体を封入し、漏出防止のため、しっかりフタを閉めます。さらなる漏出防止のため、フタをテープで密封するタイプの検査キットもあります。

2 「医療機関など同水準の嚴重な三重包装」について

医療機関など同水準の嚴重な三重包装とは、世界保健機関（WHO）の「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」において、カテゴリ-B の感染性物質を輸送する際に求められる包装のことです。

【三重包装の例】

検体を入れた一次容器を二次容器に封入します。



二次容器

① 検体を入れる一次容器（簡単に漏出しない容器を使用する）です。



二次容器

② 二次容器は、検体が漏出しないよう密閉します。
※ 容器外への漏出防止のため、吸収材を必ず使用します。

一次容器を封入した二次容器を三次容器に梱包します。破損防止のため、クッション材を同梱する検査キットもあります。



三次容器（郵便物などの外装）

③ 三次容器は、カテゴリ-B の感染性物質の輸送容器として、下記マークが表示されているものを使用してください。

※ ラベル等に内容品を記載する欄がある場合は、その欄に「コロナ検体（不活化済）」と明記してください。

